財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)の概要

1. 改正の概要

社会医療法人債券を開示規制の対象とすべく、証券取引法施行令を改正するとともに、 関係内閣府令を改正するものである。

主な改正の概要は次のとおりである。

- (1) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
 - ① 厚生労働省が定める予定の「社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める事業費用明細表を売上原価明細表と指定する。
 - ② 社会医療法人が提出する附属明細表は①の規則により作成するものとする。
 - ③ 社会医療法人債券を発行し、又は発行しようとする医療法人が行う業務(医業)を別記事業に指定する。
- (2) 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令 社会医療法人債券の性質を有する外国法人の発行する債券について、外国債等の 発行者の内容等の開示に関する内閣府令の適用対象から除くための規定の整備を行 う。
- (3) 企業内容等の開示に関する内閣府令
 - ① 様式の整備

現行の有価証券通知書、有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書及び臨時報告書の様式について、社会医療法人債券に対応できるよう整備を行う。

- イ 各様式の「記載上の注意」において、当該有価証券が社会医療法人債券である場合に、「社債」を「社会医療法人債」に読み替えるなどの規定を新設する。
- 口 社会医療法人債券に係る固有の情報として、施設ごとの病床数、従業員数、診療 患者数、診療収入等の記載を求める(「事業の状況」の「生産、受注及び販売の状 況」の項目を「医療事業等の状況」に替えて記載。)
- ② 社会医療法人が財団である場合の有価証券届出書等の添付書類として、寄附行 為を規定する。
- ③ 臨時報告書の記載内容等について、社会医療法人に対応できるよう規定の整備を行う(「代表者の氏名」→「理事長の氏名」等)。
- (4) 証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令 社会医療法人債券に係るいわゆる「プロ私募」及び「少人数私募」の要件を社債券と 同様の要件とする。

2. 施行期日

平成19年4月1日。